産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱

平 成 １ ５ 年 ６ 月 １ 日
産 業 労 働 部 産 業 技 術 課

（趣旨）

第１条　産業労働部産業技術課所管に係る補助金等の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金等の名称等）

第２条　産業労働部産業技術課で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲および補助率（定額補助にあっては補助金の額）は、別表第１のとおりとする。

（補助金等の交付の申請）

第３条　補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）１通を別表第２に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　補助金等交付申請書には、別表第２に掲げる書類１通を添付しなければならない。

（補助事業の変更）

第４条　補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合においては、補助事業計画変更承認申請書（様式第２号）１通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第３に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

（状況報告）

第５条　補助事業者は、補助事業の遂行に関する状況報告書（様式第３号）１通を別表第２に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第６条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受

けたときを含む。）または県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第４号または様式第５号）１通を別表第２に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業実績報告書には、別表第２に掲げる書類１通を添付しなければならない。

（補助金等の請求）

第７条　補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第５号または第６号）１通を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第８条　補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、別表第４に掲げるものを、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、知事が特に承認した場合はこの限りではない。

（補助金の経理）

第９条　補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（グリーン購入）

第１０条　補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」（平成１３年４月２７日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

附　　則

１　この要綱は、平成１５年６月１日から施行し、平成１５年度の補助金等から適用する。

２　商工労働部産業技術情報課、商工労働部地域産業振興課および商工労働部繊維･デザイン振興課所管補助金等交付要綱は、平成１５年５月３１日限り廃止する。ただし、当該規定による廃止前の交付要綱により交付決定された補

助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成１５年７月１６日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年度の補助金等から適用する。ただし、平成１５年６月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金等交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成１６年８月１０日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成１６年１０月１３日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度の補助金から適用する。ただし、平成１６年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度の補助金から適用する。ただし、平成１７年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成１９年４月１日から施行し、平成１９年度の補助金から適用する。ただし、平成１８年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成１９年７月１７日から施行し、平成１９年度の補助金から適用する。ただし、平成１９年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度の補助金から適用する。ただし、平成１９年７月１７日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成２１年７月８日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成２１年１０月６日から適用する。

附　　則

1　この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。ただし、平成２１年４月１日付け、平成２１年７月８日付けおよび平成２１年１０月６日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２２年１０月４日から適用する。ただし、平成２１年１０月６日付けおよび平成２２年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。ただし、平成２２年４月１日付けおよび平成２２年１０月４日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２３年７月１４日から適用する。ただし、平成２２年４月１日付けおよび平成２３年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。ただし、平成２３年７月１４日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２４年７月３１日から適用する。ただし、平成２４年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。ただし、平成２４年７月３１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。ただし、平成２５年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２７年３月１０日から適用する。ただし、平成２６年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。ただし、平成２７年３月

１０日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２７年７月１７日から適用する。ただし、平成２７年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。ただし、平成２７年７月１７日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２９年３月１４日から適用する。ただし、平成２８年４月１日付け産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、平成２９年３月１４日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。ただし、平成２９年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和元年５月１日から適用する。ただし、平成３０年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

1　この要綱は、令和元年６月１日から施行し、令和元年度の補助金等から適用する。

2　産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金等交付要綱は、令和元年５月３１日限り廃止する。ただし、当該規定による廃止前の交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和元年７月２５日から適用する。ただし、平成３１年４月１日付け産業労働部地域産業･技術振興課所管補助金等交付要綱および令和元年６月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。ただし、令和元年７月２５日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和２年７月１０日から適用する。ただし、令和２年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和２年７月２２日から適用する。ただし、令和２年７月１０日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和２年１０月７日から適用する。ただし、令和２年７月２２日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。ただし、令和２年１０月７日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。また、ものづくり・商業・サービス生産性向上支援事業補助金については、令和２年３月１７日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。ただし、令和３年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和４年７月６日から適用する。ただし、令和４年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。ただし、令和４年７月６日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和５年５月２２日から適用する。ただし、令和５年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和５年７月２０日から適用する。ただし、令和５年５月２２日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。ただし、令和５年７月２０日

付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。ただし、令和６年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和７年７月８日から適用する。ただし、令和７年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。ただし、令和７年７月８日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、令和８年１０月７日から適用する。ただし、令和８年４月１日付け産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱により交付決定された補助金等の交付については、なお従前の例による。

別表第１

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率 （補助金の額）	予算科目 （款項目）	補助金等の支払区分
1	機械工業産地振興対策事業補助金	本県機械工業の技術開発、経営能力の向上等を支援することにより、総合的な振興を図る。	福井県機械工業協同組合	1　機械工業販路開拓支援事業 2　熟練技術者派遣交流事業	１／２ （見本市への出展等に関しては１／４）	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
2	地域特産工業振興対策事業補助金	本県地場産業の新商品開発、販路開拓等を支援することにより、産地の活性化を図る。	産地を代表する協同組合、商工組合その他これに準じると認められる団体	1　新商品開発能力育成事業費 2　需要開拓事業費 3　人材養成事業費 4　全国大会開催事業費	１／２以内	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
3	技術交流促進事業補助金	展示会等の実施に要する経費の一部を補助することにより、県内企業の技術交流の促進に寄与する。	技術交流テクノフェア実行委員会	別途定める経費	１／３	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
4	眼鏡産業産地活性化支援事業補助金	国内外の国際眼鏡展への出展等により、新たな販路開拓を図るとともに眼鏡産地の持続的な発展に向けた取組みを支援する。	（一社）福井県眼鏡協会	別途定める経費	１／３～１／２	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
5	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金	エネルギー価格の高騰や脱炭素社会の推進に対応した経営体質への転換を加速するため、県内企業による省エネルギー、省CO2性能に優れた設備の導入に係る費用を支援する。	県内企業	別途定める経費	１／２	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
6	県内産業価値づくり支援事業補助金	県内企業の高いものづくり技術を活かし、成長可能性の高い分野や脱炭素に資する技術開発などの分野への参入や市場拡大、早期事業化を目的に、オープンイノベーションによる技術開発から販売促進を支援する。	県内企業、県内企業を含む企業グループ	別途定める経費	２／３～４／５	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
7	ものづくり企業女性活躍応援事業補助金	女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を支援することにより、県内製造業における従業員のモチベーションや生産性の向上、人材の確保、定着につなげ、女性活躍の推進を図る。	県内企業	女性活躍推進の取組み（就労環境改善、情報発信等）に要する経費	２／３	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
8	宇宙ビジネス持続発展支援事業補助金	県内企業グループによる人工衛星運用技術の習得・ノウハウ蓄積にかかる経費を支援する。	県内企業グループ	研究用衛星の運用技術の習得に要する経費	２／３	（款）商工費 （項）工鉱業費 （目）中小企業振興費	概算払または精算払
9	繊維産業サプライチェーン構造改善事業補助金	県内繊維関連団体が実施する販路拡大や福井産地のブランド力向上を支援し、繊維産業のサプライチェーンの構造改善を図る。	（一社）福井県繊維協会	次のいずれかの事業に該当する経費で別途定めるもの 1．コーディネーターの設置 2．新市場開拓 3．SDGs対応　4．繊維産業基盤強化	1　　3／4 2～4　1／2	（款）商工費 （項）繊維産業費 （目）繊維産業振興費	概算払または精算払
10	大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金	大雨による被害を受けた県内繊維企業に対し、速やかな事業再建を後押しするとともに、県内外の繊維産業のサプライチェーンの維持を図る	大雨による被害を受けた県内繊維企業	別途定める経費	１／４以内	（款）商工費 （項）繊維産業費 （目）繊維産業振興費	概算払または精算払

別表第２

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書の提出期日	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	状況報告書の提出期日	補助事業実績報告書の提出期日	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	機械工業産地振興対策事業補助金	知事が別に定める日	事業計画書 収支予算書 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書 地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書	知事が別に定める日	補助事業が完了した日から起算して１ヵ月以内または補助事業にかかる県の会計年度終了後１０日以内のいずれか早い日 ただし、国庫を含む場合はこの限りではない（要領・マニュアルを優先する）	収支決算（見込）書 事業結果報告書
2	地域特産工業振興対策事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
3	技術交流促進事業補助金	同上	事業計画書 収支予算書	同上	同上	同上
4	眼鏡産業産地活性化支援事業補助金	同上	事業計画書 収支予算書 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書 地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書	同上	同上	同上
5	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
6	県内産業価値づくり支援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
7	ものづくり企業女性活躍応援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
8	宇宙ビジネス持続発展支援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
9	繊維産業サプライチェーン構造改善事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上
10	大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上

別表第３

整理番号	補助金等の名称	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
1	機械工業産地振興対策事業補助金	補助対象経費の相互間においていずれか低い額の２０％以内の変更をする場合	・事業費の２０％以内の増減 ・事業実施期間の変更
2	地域特産工業振興対策事業補助金	同上	同上
3	技術交流促進事業補助金	同上	同上
4	眼鏡産業産地活性化支援事業補助金	同上	同上
5	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金	同上	同上
6	県内産業価値づくり支援事業補助金	同上	同上
7	ものづくり企業女性活躍応援事業補助金	同上	同上
8	宇宙ビジネス持続発展支援事業補助金	同上	同上
9	繊維産業サプライチェーン構造改善事業補助金	同上	同上
10	大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金	同上	同上

別表第４

整理番号	補助金等の名称	財産名	構造、規格等	処分制限期間
1	機械工業産地振興対策事業補助金	（１）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）を準用する。 （２）財産処分承認基準については、「補助事業等により取得 し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて （平成 16･06・10会課第5号）」を準用する。	同左	同左
2	地域特産工業振興対策事業補助金	同上	同上	同上
3	技術交流促進事業補助金	同上	同上	同上
4	眼鏡産業産地活性化支援事業補助金	同上	同上	同上
5	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金	同上	同上	同上
6	県内産業価値づくり支援事業補助金	同上	同上	同上
7	ものづくり企業女性活躍応援事業補助金	同上	同上	同上
8	宇宙ビジネス持続発展支援事業補助金	同上	同上	同上
9	繊維産業サプライチェーン構造改善事業補助金	同上	同上	同上
10	大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金	同上	同上	同上